

(別紙3)

第2回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」議事概要

1. 日 時：平成16年12月9日(木) 13:00～15:00

2. 場 所：農林水産省 北別館1階 共用第1会議室

3. 出席者：

【懇談会委員】長野間委員、壽原委員、牧野委員、松岡委員、松本委員(座長)、村田委員、森委員

【事務局】染大臣官房審議官、小栗農産振興課長、天野環境保全型農業対策室長、他

4. 議 題：(1) 環境と調和のとれた作物生産活動規範について
(2) その他

5. 概 要：

【環境と調和のとれた施肥の推進方策の検討について】

- 環境と調和のとれた施肥の推進方策について、適正施肥専門グループで3回検討したが、その中でいくつかの大きな問題が議論になった。

1つ目は、今回検討する規範はすべての農家が取り組むことが前提となるのだが、有機農業に取り組んでいる人はどのように取り組むのかという問題があった。これについては、油かすなどの肥料成分の溶出が速い有機質肥料については化学肥料と同様に扱い、また、たい肥などの肥料成分の溶出が遅い有機質肥料については、成分を勘案することにより対応できるものと考えられる。

2つ目は、地域ごとに見ると施肥基準が策定されていない品目があり、その取扱いはどうにするのかという問題があった。これについては、茨城県には過去に水菜の施肥基準がなかったが、京都の施肥基準を参考にした例があることから、自県に施肥基準がない作物については、他県のを代用することなどで対応することができるのではないかと議論された。現在の施肥基準では、県によっては、策定されている品目が少ないなど、都道府県によってでこぼこが多い。このため、インターネットによって公表することにより、他県の施肥基準を代用できるのではないかと考えられる。また、これにより、各県において、より環境保全に配慮した施肥基準を設定する努力がなされるようになっていくと考えられる。

3つ目は、施肥基準の策定・見直しの指針にあるように、セロリのような施肥量の多い作物の取扱いについてである。これについては、環境への負荷を低減する他の技術を併用することを盛り込むことや、茶園の伏流水を下の水田で活用するなどの取り組み方策が議論された。

4つ目は、土壌の状態を把握する体制の必要性について議論された。

5つ目は、たい肥などの肥料成分についての取扱いについてである。イギリスでは、たいきゅう肥の施用量をha当たりの窒素成分量で制限しているが、日本では、たい肥の施用量を勘案して窒素肥料を施用していない。たい肥施用などの土づくりを行い、その後で土壌診断を行って必要な窒素量を把握した上で、肥料の施用を行う必要

があり、実際にそのようにしている都道府県もある。

- 専門家グループのご検討に対して、労を多としたい。施肥基準の策定・見直しの指針については、国や都道府県に対し実施を強制するということか。作物生産においては、土づくりが基本であるとする考え方はすばらしい。土づくりを行い、その上で作物の生育に足りない場合には化学肥料を施すという考え方が基本であるべきだと思う。報告書の一番最初のアで、「施肥は不可欠である」とあるが、そうではなく、「補うのが施肥である」と記述すべき。また、P 2にあるが、都道府県は本当に環境に配慮し、抑制的な施肥基準を策定しているというのは本当なのか。その抑制的な施肥基準をJAの栽培暦が参考に行っているというのは本当なのか。JAは化学肥料が売れた方がいいから、抑制的な栽培暦をつくらないのではないのか。
- こういう時代なので、JAにおいても土づくりを基本にして営農していくことに力を入れている。できるだけ農薬・化学肥料に依存しない栽培基準を策定するようになってきている。農協は「肥料売らんかな」で栽培暦を策定しているわけではない。土壌診断についても、営農センターによっては一筆ごとにパソコンでデータを管理しているところもある。従来の農薬・化学肥料に依存したやり方を見直す動きが出てきている。
- 都道府県の施肥基準の見直し状況を調べている。それを見ると、引き上げているものではなく、全体として、半分くらいは施肥基準の改訂の際に引き下げている。抑制的になってきていると言える。
- 都道府県の施肥基準は農業者に配布するために策定するものではないとのことだが、それは何のために作っているのか。
- 施肥基準は一般の人にとってはかなり難しい内容となっており、農業者に指導を行う者、普及員向けのものである。普及員はこれを見て、自分の地域はこれにプラスαする必要がある場合にはするが、大抵はこれを基に指導している。施肥基準では窒素の成分量が示されているが、栽培暦は具体的な肥料の銘柄でその施用量が示されている。
- 農家代表として話す。今後、点検シートにチェックしていくことになるのであれば、農家にもわかりやすいような施肥基準を策定してほしい。農家は栽培カレンダーも見るが、根本が分かっていない限り、いつまでたっても今までと変わらない気がする。何のためにやっているのか分かっていないと、成果が全くなく、環境に配慮したことにならない。言われたからやると言う方法では弱いと思う。
- 施肥基準の策定・見直しの指針について、単に基準を示して基準を守るというだけでなく、環境と施肥の関係について理屈を分かった上で基準を守っていくことが大切。暦だけでなく、環境と施肥、土づくりと施肥とかのビデオを作ってはどうか。
- 北海道の施肥基準の例では、施肥と環境への影響について書かれている。
- それでもまだ不十分である。理屈も分かって、栽培暦も分かるようにすべき。

- 農家に対しては、文章だけでなく、図で示すことも大切。
- 土づくりについて、土壌診断に時間がかかり過ぎる。各農家が自分で測るようなシステムがあれば、自主的に判断して余分に施肥することなくなる。
- つくば市の農業組合の話だが、普及センターやＪＡに土壌診断を依頼すると、次の種まきに間に合わないとの話を聞く。そこで、自分たちで簡易な装置で土壌分析を行い、メーカー提供の診断ソフトで診断書を作成し、指示に従ってメーカーの資材を購入している。北海道の畜産関係者に話を聞いても、スラリーを撒く時に、前の土壌の状態をみて撒きたいが、間に合わないとのこと。土壌診断を行うに当たって、農家が行うものや他の機関等が行った結果を用いてデータベースを作るなどの体制を作る必要がある。
- それが普及してもらえれば、我々も判断がつくようになる。そのためには基準値を作るなどして、土壌診断を簡易的にできるシステムを作っていただきたい。
- 環境保全型農業に取り組むに当たっては、ここで示されているようなことを既に意識を持って取り組んでいる人にとっては今さらと言われるかもしれないが、意識をしていない人に意識を持ってやりましょうということを打ち出すための前文として、強調してほしい。
- 農家にとっては、再生産につながる生産性を確保することと環境保全とのバランスをとることが必要である。生産を維持しつつ、環境への配慮が図られるような基本的事項がほしいが、その視点が抜けている。例えば水耕栽培において、循環式であれば負荷を外に出さないような仕組みなので、このような方法も土耕栽培においては必要になるのではないかと。トレードオフの問題があるので、なかなか難しいと思うが、問題解決には研究開発も必要と思う。
- 農業の生態系の中でうまく回収できれば系外に出ないため、そういう立地のところでセロリや多肥の作物を栽培するなどの工夫はできると思う。生産を犠牲にするということではなくて、環境中に負荷を出さないような手段と併用して、技術開発の中で工夫していく必要があると思う。
- いまのトレードオフの問題は、都道府県によって環境が違うので、農家だけでなく都道府県への規範も考慮する必要があると思う。

【環境と調和のとれた作物生産活動規範について】

- 資料４の４パラに「依然として肥料成分を十分考慮しないまま有機物を多量に投入する例が見られる」とあるが、たい肥の多用ではなく、化学合成物質の多用が問題だと指摘すべきではないか。農業は物質循環に依存しており、土づくりを基本とし、化学物質の使用は最小限にとどめるべきだという思想が盛り込まれているので、最初の書き出しはよいと思う。豊かな生態系が担保されて初めて、質のいい農産物が作られるという思想をまず掲げるべきだ。土づくりという思想をもっと強調していい。さきほどトレードオフの話が出ていたが、私は農業生産と環境との関係がトレードオフの関係だとは思わない。安全で高品質な農産物を安定的に供給するという農業本来の役

割が非常に重要であると考えており、これと環境配慮とは両立する。それが両立しないような農産物は、今の時代に消費者から受け入れられない。農業の多面的機能について、メダカや赤トンボがいることは農業生産には直接関係ないように見えるが、生きもののにぎわう農業生産について、国民の理解を得られるように努力すべき。トキ、コウノトリの野生復帰をなぜ国民が評価するのかについて、私たちはもっと考える必要がある。プロの農業者として、また農業でお金を儲けようとするならば、せめて土壌診断くらいやらなければいけないということを農業者にわかるように書くべきではないか。農業現場を見ると、農業に熱心なプロ農家ほど環境保全に熱心である。環境規範を農業支援策の要件化にすることは、プロ農家を相対的に有利にし、結果的に農業の構造改革に資する。もはや、世間が環境にうるさくなってきたから、農業環境を守ろうという時代ではない。そのようなことがにじみ出てくる内容にしてほしい。

- 私の理解では、全ての農業者が実行すべきものが全体枠GAPで、環境規範は各論ではないか。ここでやっているのも全体枠GAPの各論という位置付けになるのではないか。GAPという言葉の使い方、統一見解を作っておかないと混乱するので、整理してほしい。その上の意見だが、この規範は全ての農業者に守って頂くもので、必須項目と土壌診断などの推奨項目があると思う。規範の原則は必須項目と推奨項目を区分けして打ち出したほうがよい。
- 全体としてのGAPが一般名詞だとするとそのような考え方もある。しかし、国際的にみても、例えば、EU GAPは流通業界が定めている商品差別化のための認証基準でしかない。まずは分野毎にそれぞれの規範となることがらを明確にしていくなことが重要であると考えている。
- 今、農林水産省のGAPは衛生管理になっているようだ。省内の縦割りの弊害かな。流通段階でビジネスのネタにされて、生産現場が巻き込まれ、産地が混乱する可能性がある。
- こういうシートが複数農家に配布され、チェックすることになりかねない。
- 既にそのようなことが起こっている。販売ルートごとに様式が違ったりする。今、トレーサビリティ・バブル、システム・バブルになっている。これは大いに反省しなければならない。JAにおいては、記帳する運動を実施してきており、かなり浸透していて、この規範の内容も記帳の内容でかなりクリアできていると考えている。取引先が第三者認証して、プライベートブランド商品にすることにつながってくる。役所で整理しても、生産現場等で様々な混乱が生じかねない。
- GAPと言われているものは食品安全確保のためのGAPであって、これだけが一人歩きしては困る。この懇談会で検討しているのは、環境のための網羅的なもの。
- EUのGAPを一生懸命勉強している人は、集合論でGAPを踏まえるべきという人が多い。日本のGAPは、衛生管理に矮小化しているのではないかと指摘する専門家が多い。今日はこのような議論をする場ではないが、そういう面でギャップがあるということか。
- 規範のチェックする前に、土づくりであれば、たい肥をいくら施用したか、施肥で

あれば、いつ、何をやったかということが記帳されたベースとなる別のシートを見ながらチェックするということが必要。それと必須事項の他に推奨事項についてもあらかじめ記帳しておくことが必要。

- 策定の趣旨について、全農家に対するものとしては、少々難しいと思う。また、若干、被害妄想的に捉えると、今の農業が悪いと言われているようであり、犯罪者意識が浮かんでくる。環境との調和なしには農業生産活動が持続できないということのためだけに、今回の規範を実践するというのは違うと思う。生態系の保全や地球環境問題等のために実践するものであると思う。単に農業を持続させるためだけにこのようなシステムがあるのではないとすることにより、被害妄想から多少は開放されると思う。
- 策定の趣旨については、今後、直接支払について国民の合意を得ることになった場合には、国民一般向けペーパーとしてはよいが、実際の農家に向けては、環境と施肥の関係や、農業と環境の関係等について説明すべき。このような大義名分の大論文では、農家に実践しましょうと言っても、動機付けにはなりにくい。生産者向けと国民向けで2枚舌を使う訳ではないが、日本農業の質を高める目的でやるんだという農家向けの動機付けが必要。
- 農家自身が自分達でやるのだということ。それを自ら認識してもらうことが必要である。肥料を多く施用すると、たくさん収穫できて儲かるが、それではいけないということが自然に認識できるような規範にする必要がある。
- 赤とんぼやホタルの里づくり、メダカやドジョウを守る取組をやっていることが面的に広がるような書きぶりにすべき。これは今日出てきたばかりなので、これから表現方法等を検討する必要がある。

企画部会の中間論点整理において、規範の策定やモデル的な取組に対する支援が盛り込まれているところであり、規範の話はいずれ直接支払の議論になると思う。規範の実践をクロスコンプライアンスとするのか、それについて懇談会で触れるのかどうか、明確にしてほしい。規範の策定は、直接支払へのファーストステップなのか、あるいはテストパイロットなのかはっきりしてほしい。
- 第1回懇談会の資料3において、中間論点整理の具体化について示した。モデル的な取組に対する支援を平成19年度から行うことになっているが、環境規範については平成16年度中に策定し、平成17年度以降、品目横断施策の要件に位置付けていきたい。また、平成17年度からモデル的な取組に対する支援の円滑な導入のための調査を行うこととしており、平成19年度までにベースとなる取組と支援対象となる取組があらわれてくる。規範は事前に実践していなくてはならないので、規範を先に策定し、農家に取り組んでいただき、平成19年度には浸透しているようにしたい。
- 企画部会の議論の範囲を出ないというのはわかったが、モデル的な取組への支援の話をしていないで規範だけ出すのか、どの程度盛り込んで整理するのか。微妙な話だと思うが、大事である。
- 今後の進め方の中で説明したい。

- 資料7において、生きものと農業との関係の勉強を情報収集や取組事例の中に加えておくべきではないか。
- 意識としては大切だが、具体的な農業生産行為や取組として上手く拾えるかどうかは疑問である。
- 環境規範という略称について、環境農業規範なのか、環境・農業規範なのか。環境規範と言うと、違うイメージで捉えてしまう。
- 積極的なご意見をいただきありがとうございました。第2回の懇談会で各委員から積極的かつ貴重なご意見をいただき、基本的なところは概ね見えてきた。今後は、行政部局がこの場の意見を尊重して頂き、また、この他にも幅広く意見をいただき、年度内の環境規範策定に向けて作業を進める必要がある。事務局から今後のスケジュールを説明してほしい。
- 今回の懇談会のご意見を元に案をまとめ、その後にパブコメを行いたいと考えている。少し時間をおかせていただき、3月くらいにもう一度懇談会を開催し、とりまとめをしたい。パブコメ案については、事前にご照会したい。3月には、モデル的な取組について予算の詳細も決まっているので、ご説明したいと考えている。

- 了 -